

(第一類 第七号)

第七十四回国会 社会労働委員会 議 録 第 二 号

(三〇)

昭和四十九年十二月二十日(金曜日)

午前十一時五十九分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事 大野 明君

理事 竹内 黎一君

理事 山口 敏夫君

理事 川俣健二郎君

理事 伊東 正義君

理事 加藤 紘一君

理事 瓦 力君

理事 田川 誠一君

理事 高橋 千寿君

理事 戸井田三郎君

理事 羽生田 進君

理事 粟山 ひで君

理事 田口 一男君

理事 多賀谷眞稔君

理事 森井 忠良君

理事 寺前 巖君

理事 坂口 力君

理事 和田 耕作君

出席國務大臣

厚生大臣 田中 正巳君

労働大臣 長谷川 峻君

出席政府委員

厚生省保険局長 北川 力夫君

労働省労働基準局長 東村金之助君

労働省職業安定局長 遠藤 政夫君

委員外の出席者

労働省職業安定局失業保険課長 関 英夫君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

委員の異動  
十二月二十日

辞任

小林 正巳君

山本 政弘君

同日

辞任

竹中 修一君

多賀谷眞稔君

補欠選任

竹中 修一君

多賀谷眞稔君

補欠選任

小林 正巳君

山本 政弘君

十二月十九日

民間保育事業振興に関する請願(坂口力君紹介)

(第八八二号)

同(竹本孫一君紹介)(第八八三号)

同(石原慎太郎君紹介)(第八八四号)

同(植木庚子郎君紹介)(第八八五号)

同(大久保武雄君紹介)(第八八六号)

同(倉成正君紹介)(第八八七号)

同(北澤直吉君紹介)(第八八八号)

同(中山利生君紹介)(第八八九号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第八九〇号)

同(不破哲三君紹介)(第八九一号)

同(野中英二君紹介)(第八九二号)

同(山崎拓君紹介)(第八九三号)

同(渡辺栄一君紹介)(第八九四号)

同(渡辺栄一君紹介)(第八九五号)

同(内海清君紹介)(第八九六号)

同(外一件)(竹本孫一君紹介)(第八九七号)

同(玉置徳君紹介)(第八九八号)

同(塚本三郎君紹介)(第八九九号)

同(毛利松平君紹介)(第九〇〇号)

同(足立篤郎君紹介)(第九〇一号)

同(伊能繁次郎君紹介)(第九〇二号)

同(稲村利幸君紹介)(第九〇三号)

同(宇野宗佑君紹介)(第九〇四号)

同(上村千一郎君紹介)(第九〇五号)

同(内田常雄君紹介)(第九〇六号)

同(越智伊平君紹介)(第九〇七号)

同(大久保武雄君紹介)(第九〇八号)

同(大野明君紹介)(第九〇九号)

同(奥田敬和君紹介)(第九一〇号)

同(奥野誠亮君紹介)(第九一一号)

同(金九信君紹介)(第九一二号)

同(鴨田宗一君紹介)(第九一三号)

同(外一件)(木野晴夫君紹介)(第九一四号)

同(外一件)(久保田内次君紹介)(第九一五号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第九一六号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第九一七号)

同(塩川正十郎君紹介)(第九一八号)

同(桑谷誠君紹介)(第九一九号)

同(田中伊三次君紹介)(第九二〇号)

同(竹本孫一君紹介)(第九二一号)

同(外一件)(谷垣専一君紹介)(第九二二号)

同(中尾榮一君紹介)(第九二三号)

同(中垣國男君紹介)(第九二四号)

同(外一件)(橋崎進君紹介)(第九二五号)

同(外一件)(野田卯一君紹介)(第九二六号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第九二七号)

同(外一件)(旗野進一君紹介)(第九二八号)

同(福田篤泰君紹介)(第九二九号)

同(福永健司君紹介)(第九三〇号)

同(坊秀男君紹介)(第九三一号)

同(前田正男君紹介)(第九三二号)

同(外一件)(松野幸泰君紹介)(第九三三号)

同(外一件)(武藤嘉文君紹介)(第九三四号)

同(外一件)(村田敬次郎君紹介)(第九三五号)

同(外三件)(村山達雄君紹介)(第九三六号)

同(外一件)(山口敏夫君紹介)(第九三七号)

同(山崎拓君紹介)(第九三八号)

同(外二件)(山下元利君紹介)(第九三九号)

同(山本幸雄君紹介)(第九四〇号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第九四一号)

同(渡辺紘三君紹介)(第九四二号)

乳幼児の医療費無料化に関する請願(伏木和雄君紹介)(第九四三号)

同(村山富市君紹介)(第九四四号)

保育所予算増額等に関する請願(井岡大治君紹介)(第九四五号)

同(坂川正吾君紹介)(第九四六号)

失業対策事業就労者に年度末手当支給に関する請願(小宮武喜君紹介)(第九四七号)

雇用保険法制定に関する請願(塚本三郎君紹介)(第九四八号)

腎臓病患者の医療及び生活保障に関する請願(坂口力君紹介)(第九四九号)

原爆被爆者援護法制定に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第九五〇号)

戦時災害援護法制定に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第九五一号)

同(太田一夫君紹介)(第九五二号)

同(岡田哲児君紹介)(第九五三号)

療術の法制化反対等に関する請願(床次徳二君紹介)(第九五四号)

せき髄損傷者に対する労働者災害補償保険の給付改善に関する請願(村山富市君紹介)(第九五五号)

同(外一件)(石母田達君紹介)(第九五六号)

保育予算増額に関する請願(石母田達君紹介)(第九五七号)

同(外一件)(国立病院・療養所の職員増員等に関する請願(外

第一類第七号

社会労働委員会議録第二号

昭和四十九年十二月二十日

第一

一件(村山喜一君紹介)(第一一九四号)

国民健康保険の改善強化に関する請願(佐々木秀世君紹介)(第一一九六号)

同外六件(松浦周太郎君紹介)(第一一九七号)

療術の制度化に関する請願外四件(宇野宗佑君紹介)(第一一九八号)

同外一件(内海清君紹介)(第一一九九号)

同外九件(受田新吉君紹介)(第二二〇〇号)

同(加藤陽三君紹介)(第二二〇一号)

同外八件(倉成正君紹介)(第二二〇二号)

同外四件(戸井田三郎君紹介)(第二二〇三号)

同(秋原幸雄君紹介)(第二二〇四号)

同外三件(福田篤泰君紹介)(第二二〇五号)

同外二件(宮澤喜一君紹介)(第二二〇六号)

同外三件(山下元利君紹介)(第二二〇七号)

保母の人材確保に関する特別措置法制定に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第二二〇八号)

同(大久保武雄君紹介)(第二二〇九号)

同(小澤太郎君紹介)(第二二一〇号)

同(左藤恵君紹介)(第二二一一号)

同(谷垣專一君紹介)(第二二一二号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第二二一三号)

同(武藤嘉文君紹介)(第二二一四号)

同(渡辺栄一君紹介)(第二二一五号)

ことを非常に疑念に思っています。ひとつ率直に大臣の御答弁を願いたいと思います。

○長谷川國務大臣 賃金不払いに対する救済制度につきましても、賃金不払いの実態の分析、公租公課やほかの私法上の債権との関係などについて研究を行ない、五十一年度から一部発足させまして、五十二年からは全面的に発足させるようにつとめてまいりたい、こう思っております。

○川俣委員 それから最後に、この雇用保険法というのは、昭和二十二年以来の日本の失業保険制度がなくなつて、新たに雇用保険法というものになるわけですが、したがつてこの雇用保険法、前の失業保険法に關連する産業とか階層とか業種とか、非常に多岐にわたつております。ところが、これは日本の場合、民間に限られておるといふのが特徴であります。公務員の場合はないというのが特徴であります。

ところが、農林省林野庁の問題で大臣とこの前もいろいろ意見の交換をしましたが、林野庁といふのは長官以下七万人いる。七万人のうち一万七千人という林野庁の職員が、間違ひなく九カ月働いて三カ月首だといふ反復雇用、反復首切りの状態を続けておるといふ問題に對してどうかといふことを各大臣にこの前聞いてみたら、まことに要則であり、おかし。ところがこの一万七千人は、当初は労働省に失業保険を納めて、六カ月二十日で国家公務員になりました。ところが九カ月つとめて首になりました。それじゃ失業保険に見合う金を今度は逆に林野庁の特別会計からもらつていく。これは制度としてもおかし、仕組みそれから失業保険制度といふものはそういうものじゃないといふことで、ひとつこういうのは休業補償で取り扱うべきでないかといふ考え方でディスカッションしたわけです。しかし問題は、反復雇用、反復首切りを労働行政で避けて通つておるといふところにも、労働省も責任があるのじゃないか、こういう面を大臣はどのようにお考えになっておるか、最後ですが、少し聞かしておいてもらいたいと思います。

○長谷川國務大臣 前々からその問題に対する御議論は拝聴しているところであります。私たちがいたしますと、やはり通年雇用化に努力してまいる、こういう姿勢で取り組んでいきたい、こう思っております。

○川俣委員 じゃ、終わります。

○野原委員長 これにて四法律案についての質疑は終了いたしました。

○野原委員長 ただいままでに委員長の手元に、雇用保険法案に對し、大野明君、川俣健二君、大橋敏雄君、和田耕作君から修正案が、また石母田達君外二名から修正案がそれぞれ提出されております。

雇用保険法案に對する修正案（大野明君、川俣健二君、大橋敏雄君、和田耕作君提出）  
雇用保険法案の一部を次のように修正する。  
第十六条中「千五百円」を「千八百円」に改める。  
第十七条第四項第一号中「千五百円」を「千八百円」に改める。  
第十八条第一項中「千五百円」を「千八百円」に改める。

附則第一条に次のただし書を加える。  
ただし、附則第二十一条の規定は、同年一月一日から施行する。

附則第二十二條を附則第二十三條とし、附則第二十一條を附則第二十二條とし、附則第二十條の次に次の一條を加える。  
（失業保険法の規定による福祉施設に関する暫定措置）

第二十一条 政府は、昭和五十年一月一日から施行日の前日までの間において、必要があるときは、失業保険法第二十七條の二第一項の規定による福祉施設として、事業主に対して、景氣の変動、國際經濟事情の急激な變化その他の經濟上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ

た場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うことができる。

本修正の結果必要とする経費は、昭和四十九年度において約四十五億圓、昭和五十年年度において約四十億圓（うち一般会計よりの受入れ約十億圓）程度となる見込みである。

雇用保険法案に對する修正案（石母田達君外二名提出）  
雇用保険法案の全部を次のように修正する。  
失業保険法等の一部を改正する法律  
（失業保険法の一部改正）

第一条 失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六號）の一部を次のように改正する。  
第五條を次のように改める。

（被保険者）  
第五條 この法律で被保険者とは、適用事業に雇用される労働者（一日の所定労働時間が、四時間を超え、又は当該事業に雇用される同種の一般の労働者の所定労働時間の二分の一を超える者を含む）であつて、第七條各号に掲げる者以外のものをいう。  
第六條を次のように改める。

（適用事業）  
第六條 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。  
2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四號）以下「徴収法」という。の定めるところによる。

第八條中「行なう」を「行う」に、「同法第四條の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいい、同法第八條」を「同条に、「行なわれる」を「行われる」に改め、「を適用事業とみなす」を削る。

第十五條第二項中「一年」を「二年」に、「基く」を「基づく」に改める。

第十七條中「百分の六十」を「百分の八十」に、「聞いて」を「聴いて」に、「但し」を「ただし」に、「千四百円」を「六千円」に改める。

第十八條第一項中「二年間」を「二年間に改める。

第十九條中「申込」を「申込み」に、「職業につく」を「職業に就く」に、「但し」を「ただし」に、「一年」を「二年」に改める。

第二十條第一項中「一年」を「二年」に、「百八十日分」を「三百六十日分」に改め、同条第二項中「基く」を「基づく」に改める。

第二十一條の二第一項各号列記以外の部分中「二年」を「二年」に、「百八十日分をこえて」を「三百六十日分を超えて」に、「三百日分」を「四百百八十日分」に、「二百七十日分」を「三百九十日分を超えて」に改め、同条第四項中「九十日分をこえて」を「百八十日分を超えて」に改める。

第二十二條の三第一項中「一年」を「二年」に、「基き」を「基づく」に改め、同条第二項中「一年間」を「二年間」に、「一年」を「二年」に改める。

第二十三條の四第二項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第五項中「こえて」を「超えて」に、「一年間」を「二年間」に、「一年」を「二年」に改める。

第二十五條第一項中「一年をこえる」を「二年を超えて」に改め、同条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第二十七條の三第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「百五十日」を「二百四十日」に改め、同条第四項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十八條第一項を次のように改める。

国庫は、失業保険事業に係る保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

第二十八條第四項中「前三項」を「前項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十八條の二を削る。

第三十八條の六第一項中「二十八日分以上の印紙保険料」を「二十日分以上の徴収法第十条第二項第四号の印紙保険料（以下印紙保険料という。）」に改める。

第三十八條の八を次のように改める。

（失業保険金の日額）

第三十八條の八 失業保険金の日額は、第一級五千九百二十円、第二級四千五百円、第三級二千七百七十円、第四級千九百円、第五級千三百円とする。ただし、その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額とする。

第三十八條の八の二を次のように改める。

（失業保険金額の自動的変更）

第三十八條の八の二 労働大臣は、平均定期給与額が、前条に規定する失業保険金の日額の制定又は改正の基礎となつた平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を考慮して命令で定める基準に従い、同条に規定する失業保険金の日額を改定するものとする。

徴収法第二十二條第六項の規定により同条第二項の各級保険料日額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更があつた日から一年を経過した日の前日（その日前に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決があつた日の前日）までの間は、前項の規定による失業保険金の日額の変更を行うことができない。

第三十八條の九第一項中「二十八日分」を「二十日分」に、「但し」を「ただし」に、「十七日分」を「十八日分」に改め、同条第二項を

次のように改める。

前項の規定によつて支給すべき失業保険金の日額は、納付された印紙保険料のうち高額のものをから順に二十日分を合算して得た額の二十分の一に相当する額（相当する額の印紙保険料がないときは直近下位の額の印紙保険料に係る等級の失業保険金の額とする）。

第三十八條の九の二第一項第一号中「かつ、通算して八十四日分以上」を削り、同項第二号中「前号の六月」の下に「（以下基礎期間という。）」を加え、同項第三号中「第一号の六月」を「基礎期間」に改め、同条第二項中「同項第一号の六月」を「基礎期間」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十八條の九の三第一号中「前条第一項第一号の六月」を「基礎期間」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 支給を受けることができる失業保険金の日額は、基礎期間に納付された印紙保険料のうち高額のものをから順に二十日分を合算して得た額の二十日分の一に相当する額（相当する額の印紙保険料がないときは直近下位の額の印紙保険料に係る等級の失業保険金の額とする）。

第三十八條の九の四第一項から第三項まで中「同項第一号の六月」を「基礎期間」に改め、同条第五項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「当然」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十二条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第十二条第四項中「から第三項まで及び第二十八條の二」を削り「こえ」を「超え」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第十六條中後段を削る。

第二十二條第一項第一号中「千円」を「六千二百三十円」に、「十八円」を「九十六円」に改め、同項第二号中「千円」を「四千二百六十円以上六千二百三十円」に、「十二円」を「六十六円」に改め、同項に次の三号を加える。

三 賃金の日額が二千九百二十円以上四千二百六十円未満の者については、四十五円

四 賃金の日額が二千円以上二千九百二十円未満の者については、三十一円

五 賃金の日額が二千円未満の者については、二十一円

第二十二條第二項を次のように改める。

2 労働大臣は、第十二條第四項の規定により同条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を変更した場合（同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む）には、前項各号の印紙保険料の額（その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「各級保険料日額」という。）を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

第二十二條第三項中「第一級保険料日額及び第二級保険料日額」を「各級保険料日額」に、「これらの保険料日額」を「当該各級保険料日額」に改め、同条第四項中「同項の第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合」は、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を同法第三十八條の八に規定する失業保険金の日額を変更した場合には、各級保険料日額に改め、同条第五項中「第一級保険料日額及び第二級保険料日額」を「各級保険料日額」に、「これらの保険料日額」を「当該各級

保険料日額」に、「同項の第一級保険金日額又は第二級保険金日額」を「同法第三十八條の八に規定する失業保険金の日額」に改め、同条第六項中「すでに」を「既に」に、「きいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額」を「聴いて、各級保険料日額」に改め、同条第七項中「第一級保険料日額及び第二級保険料日額」を「各級保険料日額」に、「とらなければならぬ」を「採らなければならぬ」に改める。

第三十條第一項及び第三項中「二分の一」を「十分の三」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二條を次のように改める。

第二条 削除

限則第三條第二項及び第四項中「六年」を「八年」に改める。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第四条 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「及び第二十八條の二」を削る。

第二十條中「及び第二十八條の二第一項」を削る。

（労働基準法の一部改正）

第五條 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「百分の六十」を「百分の八十」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（被保険者に関する届出等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に附則第八條第二項の規定により失業保険に係る保険関係が成立したものとみなされた事業に雇用されて

いる労働者であつて、この法律の施行の日

(以下「施行日」という。)前に雇用された者に係る失業保険法(以下「法」という。)第八条から第十條までの規定の適用については、施行日に当該事業に係る被保険者となつたものとみなす。

(被保険者期間に関する経過措置)

第三条 前条の規定に該当する者が施行日以後に失業した場合における法第十五条の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、その者の離職に係る事業に引き続き雇用されていた期間(法第十条の規定により被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日までの期間に限る。)被保険者であつたものとみなす。

(保険給付等に関する経過措置)

第四条 法第十五条の規定に該当する者であつて、施行日前に離職したものに係る 法第三章の規定による保険給付及びその者が就職するに至つた場合における 法第二十七条の三の就職支度金については、この法律による改正後の失業保険法(以下「新法」という。)第十七條、第十八條、第十九條から第二十條の四まで、第二十五條、第二十六條及び第二十七條の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国庫負担に関する経過措置)

第五条 国庫は、附則第三条の規定に該当する者に対する保険給付に要する費用については、新法第二十八條第一項の規定にかかわらず、その全額を負担する。

(日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給に関する経過措置)

第六条 施行日の属する月において失業した日雇労働被保険者に支給すべき失業保険金は、新法第三十八條の六、第三十八條の八及び第三十八條の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の属する月の翌月において失業した日雇労働被保険者については、新法第三十八

条の六及び第三十八條の九第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月において十一日分以上の印紙保険料が納付されている場合に失業保険金を支給するものとする。この場合においては、同条第二項中「二十日分」とあるのは、「十日分」と読み替えるものとする。

(日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給の特例に関する経過措置)

第七条 継続する六月の最後の月が施行日の前日の属する月以前である場合における当該六月についてこの法律による改正前の失業保険法(以下「旧法」という。)第三十八條の九の二第一項の規定による申出をした日雇労働被保険者に対して当該施行日以後において支給すべき失業保険金については、新法第三十八條の九の二から第三十八條の九の四までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の属する月の翌月以後の五月の各月以後において当該各月の前月を基礎期間の最後の月とする当該基礎期間について、新法第三十八條の九の二第一項の規定による申出をした日雇労働被保険者に対する新法第三十八條の九の三第二号の規定の適用にあつては、同号中「六十日分」とあるのは、当該申出に係る基礎期間のうち、施行日の属する月以後の期間につき次表の上欄に掲げる区分に応じて下欄に掲げる保険料の日分に読み替えるものとする。

| 施行日の属する月以後の期間 | 読み替へるべき保険料の日分 |
|---------------|---------------|
| 一月            | 十日分           |
| 二月            | 二十日分          |
| 三月            | 三十日分          |
| 四月            | 四十日分          |
| 五月            | 五十日分          |

(保険関係の成立に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「旧徴収法」という。)第四条第二項の規定により労働大臣の認可を受けて失業保険に係る保険関係が成立している任意適用事業については、当該認可があつた日にこの法律による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という。)第四条の規定による失業保険に係る保険関係が成立したものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第六条第一項の当然適用事業(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第二条の規定により当然適用事業とされない事業を除く。)以外の事業に該当する事業であつて、施行日前にその事業を開始されたものの事業主については、新徴収法第四条の規定にかかわらず施行日にその事業につき失業保険に係る保険関係が成立したものとみなす。

(印紙保険料の額に関する経過措置)

第九条 新徴収法第二十二條第一項の規定は、施行日以後の日について支払われた賃金から適用し、同日前の日について支払われた賃金については、なお従前の例による。

(労働保険料の負担に関する経過措置)

第十条 新徴収法第三十條第一項及び第三項の規定は、施行日以後の日について支払われた賃金に係る労働保険料から適用し、同日前の日について支払われた賃金に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 前九条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本修正の結果必要とする経費は、本年度分一千

本修正の結果必要とする経費は、本年度分一千

百億円、平年度約四千四百億円の見込である。

○野原委員長 順次趣旨の説明を聴取いたします。大野明君。

○大野明委員 ただいま議題となりました雇用保険法案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

雇用保険法案に対する修正案の要旨は、第一に、基本手当の算定の基礎となる賃金日額の最低額を千五百円から千八百円に引き上げること。第二に、政府は、昭和五十年一月一日から施行日の前日までの間において必要があるときは、失業保険の福祉施設として、景気の変動等により一時休業を余儀なくされた事業主に対し、失業を予防するため必要な助成及び援助を行なうことができるものとすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○野原委員長 次に、石母田達君。

○石母田委員 お手元にすでにお渡しの修正案について、その趣旨を説明いたします。

今日不況のもとで企業倒産、人員整理による失業が著しく増大して、きわめて深刻な社会問題を提起しておるわけであり、特に、繊維、電機、建設など多くの産業で解雇、希望退職、帰休、出向、配転などが続出し、たとえば繊維では、十一月中旬までに東洋紡の二千三百人の希望退職をはじめ、全体で五万人が何らかの形で職場を離れることを余儀なくされているわけであり、また、誘致企業などの農村工場での解雇も激増して、東北六県だけで十月現在、八万人が解雇されているわけであり、こうした中で、この失業者の生活をどのように保障するか、あるいはまた、失業中の仕事をどのように保障していくか、こうした問題はきわめて緊急な問題になっているわけであり、今回の政府が提出いたしましたし

た雇用保険法案によるならば、若年労働者、特に三十歳以下、あるいは女子労働者、あるいは季節労働者、こういう物価値上げ、インフレの中で最もその生活が困難な状況に置かれている失業者に対して、その給付を大幅に切り下げる。あるいはまた、本来資本家と国が負担して行なうべき雇用対策事業を失保の財政から持ち出していく。そして、たとえば一時帰休制に対する——いま大資本、大企業中心にかなりのそうした帰休者が出ておりますけれども、これに対する財政の投入を見ましても、結局はそうした大企業中心の企業に多額の金が注ぎ込まれ、大企業などが一時帰休を自由に行なう条件を整えるために役立つものといわざるを得ません。

わが党は、このような雇用保険法案に対して、次のような全面的な修正を行ないまして、こうした失業者の生活保障のために役立たせたい、こういう緊急の処置を提起するものであります。

次に、その内容を申し上げます。

お手元にある中でごらんのように、第一は、失業保険法の改正をいたしまして、その適用の範囲の拡大、これは労働者が雇用されるすべての事業と事務所を適用事業として、来年を待たずに、いまからでもすぐこれが適用されるようにすること。また、たぐさんのパートタイマーの人たちが現実には毎日のように失業に追いやられているわけですから、一日の労働時間が四時間以上のパートタイマーについてもこれをすべて適用する。こういう適用範囲の拡大によって、そうした人々を救済したい。

もう一つは、失業保険金の給付改善であります。これは、現行法は御承知のように給付日額は賃金日額の百分の六十になっておりますが、これを百分の八十にする。また、給付日数を、こうしたインフレ、物価値上げの状況のもとでの失業者の生活を保障するために、一律に百八十日間を延長する。そして、この延長分については、緊急の措置でございますので、国庫負担にしたい、こういうふうに考えているわけであります。

三つ目の問題といたしまして、日雇い失業保険の改善であります。これは、こうした不況の状況のもとで就労日数が少なくなるといふようなことも考慮いたしまして、現行の前二カ月間の二十八日を、通算して二十二日分以上の保険料が納入されている場合には受給資格があるものとする。また、給付日額は現行で二つの段階になっておりますので、たとえば二千三百三十円以上の人には千七百七十円しかもらえない。これでは、何千円も取るような人たちは全部これになってしまふというのでは、現在の賃金実勢に見合ったものとはいえないので、五段階に分けてまして、こうした不合理性をなくしたいというふうに考えて、このような緊急措置をとることによって、ぜひともこの雇用保険法案を全面的に修正したいというふうに考えております。

さらに言うならば、現在の失業・雇用情勢の悪化の中で、やはり失業者の仕事と就労を保障するために、現在の緊急失対法を、中高度法の附則第二条によって現在失業者だけに限られておりますので、これをはずして失業者にも多く門戸を開放するという問題、あるいはまた失業防止のために、たとえば大量解雇、大企業とかあるいはまた社会的に不当と思われるような交通遺児をかかえている母子家庭、あるいはまた寝たきり老人、身体障害者、原爆被爆者、こうした人々をかかえた人たちの不当な解雇というものを一定に規制する問題、こういった問題、あるいは、いま日に日に激増している労働賃金については支払い基金を設けて国の負担で立てかえ払いあるいはまた支払う、こういうような幾つかの緊急な課題が必要となつていくわけでありまして。

私どもは、この一助として、ぜひともこうした雇用保険法案に対する修正案について委員各位の御賛同を心からお願ひいたしまして、私の趣旨説明を終わりたいと思ひます。(拍手)

○野原委員長 両修正案について内閣の意見があればお述べを願ひます。労働大臣長谷川峻君。

○長谷川国務大臣 ただいま共産党の石母田君か

ら御提案になりました修正案につきまして、政府としては反対であります。

なお、ただいま大野君外三名提出の四党共同修正案につきましては、政府としてはやむを得ないと認めます。

○野原委員長 これより四法律案を討論に付するものであります。労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案については申し出がございませんで、雇用保険法案、これに対する大野明君外三名提出による修正案、石母田達君外二名提出による修正案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して討論に付します。

討論の申し出がございまして、これを許します。まず、枝村要作君。

○枝村委員 ただいま議題となっております雇用保険法案及び同法案に対する修正案並びに雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、私は日本社会党を代表いたしまして簡単な意見を述べます。

雇用保険法案に対する日本共産党・革新共同提案にかゝる修正案に反対、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかゝる修正案に賛成、同修正案の修正部分を除く原案に反対、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に反対いたします。

さきの第七十二国会でも明らかにいたしましたように、この雇用保険法案は、今日のインフレ、不況という深刻な社会経済情勢のもとで、雇用・失業不安を解消することができないばかりか、法改正によって給付の切り下げが行なわれているので、多くの労働者に、より過酷な犠牲を強いていることになる面があります。とりわけ若年者、女子労働者には全く救済の措置がとられていません。また、この法案は制度的に改正するものであります。その限りでは問題は将来に

かけられているとはいへ、十分に納得することのできないものであります。点も反対の大きな理由であります。しかし、当面の緊迫した情勢に対処するため、附帯決議事項などがいまから行なわれるべきであるが、今後の緊急事態に備えて万全の行政措置をされるよう強く望むものであります。

四党の修正案につきましては、本委員会の与野党の折衝によって成り立ったものであります。なお十分なるところもありませんが、今日の政治情勢の中ではやむを得ないと思われまふので、この修正案によって幾分でも雇用・失業不安に対処することができるとは願ひするものであります。

以上をもって討論を終わります。

○野原委員長 次に、田中美智子君。

○田中(美)委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、政府提案、雇用保険法案並びに雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対して、また、自民党、社会党、公明党、民社党四党共同提案修正案にも反対の討論を行ないます。

この法案は、第七十二国会で廃案となったにもかかわらず、政府があくまで成立させようとしてあれこれの粉飾をこらしているものであります。この法案は失業中の労働者の生活保障としての失業保険制度の性格を変更させ、失業者特に若年労働者への給付を大幅に切り下げ、一方、本来資本家と国の負担で行なうべき雇用対策事業を失業保険制度と一緒にして、保険財政を政府、大企業の労働力政策の財源に充てる道を開くものであります。

さらに、特に指摘しなければならぬことは、大企業などが一時帰休を自由に行なう条件を整えるために役立てようとするものであり、中小零細企業にはほとんど恩恵がなく、保険料だけが引き上げられることは明らかであります。中小零細企業にとっては踏んだりけつたりといわねばなりません。したがって、政府提案は基本的に受け入れることができません。四党修正案はこれらの問題

を基本的に修正しようというものではありませんが、あわせて受け入れることができないことを表明します。

先ほど石母田議員より日本共産党・革新共同提案の修正案の説明がありましたが、年明け早々には百万人からの失業者が出ようという不況の今日、必要なことは、来年四月を待つことなく直ちに労働者の不安にこたえることであります。

その点では、われわれの修正案は、失業保障制度としての現行法を、一、全面適用を繰り上げ、即時実施すること、二、四時間パートタイムなど不安定就労者にも適用を拡大すること、三、保険金の給付率を八割とすること、四、受給期間を一年延長し、二年間とすること、五、給付日数を大幅に延長し、最低を百八十日とし、最高を四百八十日とする、また延長分の財源は国庫負担とすること、六、日雇い失保の受給要件を大幅に緩和し、五段階給付として、その日額を千三百円から五千九百二十円とすること、七、被保険者期間の計算に関する経過措置をさらに三年間存続させること、八、保険料の負担割合を労働者三、使用者七とする、ものであります。

他に提案を予定している緊急臨時措置法案の、一、失業者の仕事と就労を保障するための失対事業等を拡充改善すること、二、不況を口実とした恣意的な解雇などを制限する措置をとること、三、中小企業のために休業補償の融資制度をつくること、無担保、無保証、長期低利で財源は失保積み立て金の企業主分、二千四百十三億円を充てること、四、中小企業労働者の未払い賃金、退職金を立てかえ払いする基金制度を国の負担でつくること、をあわせて実施することが今日必要であります。したがって、私は強くこの修正案を支持し、政府案並びに四党修正案に反対いたします。

(拍手)

○野原委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 ただいま議題となっております雇用保険法案及び同法案に対する両修正案並びに雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、私は公明党を代表いたしまして、雇用保険法案に対する日本共産党・革新共同提案にかかる修正案に対し反対、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案にかかる修正案及び同修正案の修正部分を除く原案に賛成、並びに雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対し賛成の討論を行ないます。

この雇用保険法案は、現行失業保障制度が季節労働者や若年、女性労働者の片寄った給付実態などを理由に、給付条件を年齢別給付に改め、あるいは季節労働者の給付の適正化、雇用改善事業等の新設などを実施するとして、さきの国会において提案されたものであります。これに対しわが党は、衆議院段階において、三十歳未満の被保険者の給付を、一律六十日分としたものを九十日に、季節労働者には一時金制度とし、三十日分としたものを五十日分に、さらに給付率は、最低を六割、最高は八割給付へと改めさせるなど、修正をかりとしましたものの、若年または季節労働者にとつて実質的給付の削減などことから反対の立場をとったものであります。

しかしながら、わが国の最近の雇用情勢はきわめて深刻な事態におちいり、十月の有効求人倍率は〇・九六倍に落ち込み、各企業においても操業短縮、一時帰休の実施、賃金不払いの発生等、不況の波がさらに押し寄せてきているのであります。かかる深刻な雇用情勢に対応して本法案が再提案されたのであります。

雇用改善事業において雇用調整措置がとられ、一時帰休者の休業補償として、大企業には二分の一、中小企業には三分の二を国が補助するとし、その実施時期を四月一日から一月一日実施にさかのぼることとしました。あるいは給付率におきましては、基礎賃金日額千五百円のところを低所得者救済の立場から二〇％増額し、千八百円とするなどの修正をいたしました。さらに若年労働者に対しては、不況時は政令の定めるところにより九十日に六十日分を追加、合計百五十日分の支給とする。さらに出かせぎ労働者には一時金制度と従来の給付方式のいずれかをとり、労働者に選択権を与えるなどの確認をとったことは、懸念された部分の改善であります。まさに不況時代の今日に即応した措置として評価するものであります。特に現実に危機に見舞われております事業主あるいは労働者にとっては是というべき措置と認めるところであります。

公明党は同法案が今後さらに改善強化されるよう強く要望し、賛成の討論を終わりますが、以上の理由から、共産党・革新共同の修正案に対しては反対でございます。(拍手)

○野原委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

第一に、雇用保険法案について採決いたします。

まず、石母田達君外二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野原委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、大野明君外三名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野原委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決した修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野原委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいまの議決の結果、字句等に整理を要するものがありましたときは、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

(異議なしと叫ぶ者あり)

○野原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

第二に、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野原委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

第三に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

第四に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○野原委員長 この際、竹内黎一君、川俣健二郎君、大橋敏雄君及び和田耕作君より、雇用保険法案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。竹内黎一君。

○竹内委員 私は自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、説明は省略させていただきますが、何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

雇用保険法案に対する附帯決議

政府は、雇用保険制度の適切な運用を図るため、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 短期雇用特例被保険者の特例制度の実施に関

第一類第七号 社会労働委員会議録第一号 昭和四十九年十二月二十日

連し、通年雇用の促進、農業政策その他の産業政策、地域政策を総合的、かつ、強力に進めること。

二 適用拡大に伴う新規被保険者が受給資格を得ず、不況により解雇された場合には、職業転換給付金制度を充実し、その活用により対処すること。

三 五人未満事業所への適用拡大を円滑に行うため、労働保険事務組合の助成等その育成強化に努めること。

四 出かせぎ労働、建設労働等の不安定雇用の問題について、専門の検討機関において、労働者の雇用及び生活の安定、福祉の向上を図るための制度並びに施策の確立についての検討を行い、速やかにその具体化を図ること。

五 中小企業の倒産等による不払賃金の救済制度の確立について、早急に検討すること。

六 常用就職支度金の支給対象となる就職困難な者の範囲を設定し、及びこれを運用するに当たっては、労働市場の実態を十分考慮し、制度の趣旨が十分に生かされるように留意すること。

七 雇用改善事業等の三事業、特に能力開発事業及び雇用調整対策については、中小企業も十分これを利用しうよう配慮するとともに、補助率についても大企業よりも高めるよう努めること。

八 雇用改善事業等の三事業については、短期雇用特例被保険者を多数雇用する産業において、十分活用できるよう配慮すること。また、育児をはじめとする婦人労働者の諸問題に関する援護措置を含めるよう配慮すること。

九 身体障害者の職業訓練の充実及び訓練期間中の生活の安定並びに低賃金就労者の生活の安定等を図る制度を含め、身体障害者の雇用安定対策についての抜本的検討を行い、その具体化を進めること。

十 国有林労働者に対する退職手当について、従前に比し不利とならないよう措置すること。また、雇用の通年化を一層促進するとともに、通

年雇用に必要な新たな措置についても積極的に検討すること。

○野原委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立総員。よって、雇用保険法案については、竹内黎一君外三名提出のごとく附帯決議を付することに決しました。

次に、竹内黎一君、川俣健二郎君、石母田達君、大橋敏雄君及び和田耕作君より、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議をすべしとの動議が提出されております。

趣旨の説明を聴取いたします。竹内黎一君。

○竹内委員 私は自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文はお手元に配付してありますので、説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項に関し速やかに所要の措置を講ずべきである。

一 労災保険の給付水準、給付基礎日額の算定方法、スライド制等については、今後ともその改善を図るよう検討すること。

二 労災保険の全面適用を早急に実現すること。

三 労災保険給付と他の社会保険給付との関係については、災害補償の趣旨からみて適切な調整のあり方を検討すること。

四 被災労働者の社会復帰のためのリハビリテーションに関する措置を一層充実すること。

五 特別支給金の額は、社会経済の動向に即応し、今後ともその引上げを検討すること。

六 旧法以来の長期療養者の年金についての四〇日分の減額調整の廃止について検討すること。

七 業務災害の発生防止を図る等のため、関係職員を大幅に増員すること。

○野原委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立総員。よって、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案については、竹内黎一君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められております。労働大臣長谷川峻君。

○長谷川閣僚大臣 ただいまの附帯決議につきましては、第七十二国会における附帯決議とともに、その趣旨を十分尊重し、関係各省とも協議の上、善処してまいる所存であります。

○野原委員長 この際、竹内黎一君、川俣健二郎君、石母田達君、大橋敏雄君及び和田耕作君より、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対し附帯決議をすべしとの動議が提出されておりますので、趣旨の説明を聴取いたします。

竹内黎一君。

○竹内委員 私は自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文はお手元に配付してありますので、説明は省略させていただきますが、何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、医療保障を充実する責務にかんがみ、次の事項についてその実現に努めること。

一 医療供給体制を完備するため、無医地区の解

消、救急医療体制の確立、病床の増大、差額ベッドの縮小、看護体制の充実、医師、看護婦等医療従事者の養成と待遇の改善等について積極的に推進すること。

一 五人未満事業所の従業員に対する政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険の適用の問題について具体的方策の樹立に努めること。

一 日雇労働者健康保険の保険給付の受給要件について、日雇労働者の就労の実態を勘案し、その緩和措置を検討すること。

一 日雇労働者健康保険の財政状況の推移をみきわめつつ、累積赤字の処理、国庫負担のあり方及び労使負担区分のあり方等財政政策について検討すること。

一 高額療養費の支給要件及び支払方式について、なお検討すること。

一 日雇労働者健康保険の賃金日額の区分のあり方等については、今後十分に検討すること。

○野原委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立総員。よって、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案については、竹内黎一君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。厚生大臣田中正巳君。

○田中閣僚大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、今後とも一そう努力をいたしたいと存じます。

○野原委員長 なお、ただいま議決いたしました四法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野原委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

昭和五十年一月六日印刷

昭和五十年一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局